

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

(1) 議員報酬の額 (月額)

区分	現行	改正案
議長	949,000円	980,000円
副議長	815,000円	841,000円
委員会委員長	674,000円	696,000円
同副委員長	650,000円	671,000円
その他の議員	631,000円	651,000円

(2) 期末手当の支給月数

	現行	令和7年度（案）	令和8年度以降（案）
年間支給月数	3.88	3.92(+0.04)	3.92(+0.04)
6月	1.940	1.940(——)	1.960(+0.02)
12月	1.940	1.980(+0.04)	1.960(+0.02)

2 施行期日

- (1) 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 議員報酬の額に係る改正 本年12月1日
- (3) 令和8年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和8年4月1日